

## 令和3年度第2回北本市自治基本条例審議会 次第

日 時 令和3年5月24日（月）

午前10時から

会 場 市役所3階 会議室3-A・B

### 1 開 会

### 2 委嘱状交付

### 3 議 事

- (1) 北本市自治基本条例の意見及び各条検証(第16条から第27条まで)  
と各条に対する本市の取組状況について

- (2) その他

### 3 その他

### 4 閉 会

#### <配布資料>

- ・ 資料1 自治基本条例の各条検証と取組状況  
(参考資料)
- ・ 北本市自治基本条例審議会規則
- ・ 北本市自治基本条例審議会委員名簿

# 自治基本条例の各条検証と取組状況

行政経営部行政経営課

令和 3 年度第 2 回 北本市自治基本条例審議会

R3.5.24

## 第16条 情報の公開及び発信

市は、市政に関する市民の知る権利を保障し、**保有する情報を公開**しなければならない。

2 市が保有する情報の公開に関し必要な事項については、別に条例で定める。

3 市は、市民の参画及び市民との協働によるまちづくりを推進するため、積極的に情報の発信を行わなければならない。

## 制定過程

市は「市が保有する情報」を公開するだけでなく、市民が市政への参画に必要な情報を、市民の立場に立って、わかりやすく発信していくことが必要であることを議論。



よりよいまちづくりを進めるために、市民、議会及び行政それぞれが持つ情報を共有するための方策を考える必要性から制定することに。「第5条 市民の権利・責務」の条項で”市民の情報を知る権利”を確保し、この条項で”情報公開”に関して、市の責務を規定。

### ○市民説明会

- ・北本市議会基本条例案市民説明会

### ○広報

- ・広報きたもと、公式HP、公式SNS

### ○北本市情報公開条例

取組例

・ 広報きたもと

平成27年度の主な経費(一般会計)

平成27年度行政報告書抜粋

民生費関係

民生費とは、障がい者や高齢者に対する福祉、子育て支援などのための経費です。

- 障がい者福祉事業に必要とした経費…10億4,318万円
- 国民健康保険特別会計への繰出金…7億3,044万円
- 介護保険特別会計への繰出金…5億4,303万円
- 保育所の運営に必要とした経費…5億3,835万円

総務費関係

総務費とは、各種計画の推進、システム管理、徴収、財務などのための経費です。

- パソコン・ネットワーク等情報管理事務に必要とした経費…1億9,553万円
- 庁舎・駅白由道路等財産管理に必要とした経費…1億4,670万円
- P圏住民基本台帳事業に必要とした経費…1億4,660万円

教育費関係

教育費とは、学校教育や生涯学習の充実、スポーツ等の振興のための経費です。

- 小学校・中学校の管理に必要とした経費…4億9,330万円
- 指導員などの非常勤講師の設置等学校教育に必要とした経費…2億3,944万円
- 公民館の運営に必要とした経費…2億1,878万円

土木費関係

土木費とは、道路、橋、河川、公園の整備などまちづくりのための経費です。

- 公園の整備運営事業に必要とした経費…2億9,377万円
- 道路維持に必要とした経費…1億6,908万円
- 道路の新設改良に必要とした経費…9,679万円

衛生費関係

衛生費とは、健康で衛生的な生活を送るための保健、医療、環境などのための経費です。

- ごみ処理事業に必要とした経費…6億1,904万円
- 健康診断・予防接種等予防費に必要とした経費…2億3,013万円
- し尿処理に必要とした経費…8,653万円

詳しくは、平成27年度行政報告書をご覧ください。

市ホームページまたは市政情報コーナーでご覧いただけます。



平成29年全国広報コンクール  
入選!!!

あー! どうした!? 様子! なるほど! 民生費、土木費、総務費、教育費!

このように個別に分けて予算を立て、その中で1年間、市民の皆さんのために様々な事業を行っていくんです!

でしよー! 具体化しよー! 活動しよー!

税金の行方を追え! 税金の行方を追え!

## ・市公式ホームページ

相談先 施設 よくあるご質問 申請書ダウンロード

健康・医療 保険・年金 税金 住民票・証明

ENHANCED BY Google

新着情報 重要情報 イベント 募集 報道発表

2021年05月19日 新型コロナワクチン接種場所

2021年05月19日 予約サイト入力支援 (新型コロナワクチン接種)

2021年05月19日 新型コロナワクチン接種の予約・問合せ

2021年05月19日 【ウェブ予約状況】新型コロナウィルスワクチン接種予約について

2021年05月19日 【1月12日】北本市成人式会場で発見!

とまちゃんに質問する

一覧を見る

## ・北本市公式twitter

北本市 3,077 件のツイート

キーワード検索

Twitterを使ってみよう  
今すぐ登録して、タイムラインをカスタマイズしましょう。

アカウント作成

北本市 @kitamotocity

北本市公式アカウントです。首都圏近郊都市でありながら、豊かな緑を残すまちです。Twitterではイベント情報等をお知らせします。返信はしていませんのでご了承ください。

埼玉県北本市本町 1-1-1 1 city.kitamoto.lg.jp

2010年4月からTwitterを利用しています

313 フォロー中 6,137 フォロワー

フォロー

おすすめツイート

埼玉県 ときが... @tokiqawamachi

# 第17条 個人情報保護

市は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等の権利を保障することにより、公正な市政運営を確保し、市民の基本的人権を擁護しなければならない。

2 個人情報の適正な取扱い及び市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等に関し必要な事項については、別に条例で定める。

## 制定過程

市は積極的な情報発信と適切な情報公開を行う一方、個人が特定されるような情報については保護しなければならないことを議論。



制定過程時、既に「北本市個人情報保護条例」を定めていたため、運用について、同条例に委任する形で規定することとし、この条項では個人情報の保護そのものを市に義務付ける規定に。

取組例

- 北本市個人情報保護条例
- 北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 北本市情報公開・個人情報保護審査会条例



## 第18条 参画及び協働の推進

市長等は、**市民の参画を推進**しなければならない。

2 市は、**市民と協働し、まちづくりを推進**しなければならない。

3 市民の参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項については、別に条例で定める。

## 制定過程

行政計画の策定や予算の編成時等の各取組に、市民が多様な方法により参加できる機会が必要との議論から、**「市民が市政に参画できる仕組みをつくる」** ことに。



市政に参加する方法として、市民参画・協働を規定するとともに、その具体的手順について、個別条例を制定することに。

個別条例

- 北本市市民参画推進条例
- 北本市協働推進条例

## 第19条 附属機関等の委員の選任

市長等は、**附属機関**及びこれに類するものの委員の選任をするときは、その**委員の一部を公募**により選任するよう努めなければならない。

## 制定過程

審議会等の委員の選任基準については、制定当時「附属機関等の委員の選任基準に関する要綱」を定め、その第7条で、

**「市民の意見をより広く反映させるため、委員の一部を公募により選任する**

よう努めるものとする。」と規定していましたが、市民参画を進めるための重要な事項として、条項として位置づけることに。

取組例

### ○各附属機関等規則

例) 北本市自治基本条例審議会規則、北本市下水道事業審議会規則等

## 第20条 パブリック・コメント手続

市長等は、重要な計画の策定及び条例の制定に係る案について、**パブリック・コメント手続を実施し、市民が意見を述べることができる機会を保障**しなければならない。

2 パブリック・コメント手続に関し必要な事項については、別に条例で定める。

## 制定過程

重要な計画の策定や条例の制定に際し、市民が意見・要望等を行うことができる機会の必要性について議論。



市民の市政への意見提出権を確立するため、重要な計画の策定や条例の制定時などにおいて市民に案を公表し、その案に対し、市民が意見を提出することができる機会を設け、パブリック・コメントの制度を規定することに。

取組例

### ○北本市パブリック・コメント手続条例 ○パブリック・コメントの実施例

例) 北本市使用料・手数料の適正化に対する基本方針、北本市生活排水処理基本計画 等

## 第21条 意見、要望等への対応

市長等は、市民による市政への意見、要望等があったときは、その内容について必要な調査を行い、迅速かつ適切に対応しなければならない。

## 制定過程

市民からの意見、要望等への対応の原則を位置付ける必要性について議論。



市民の意見は、市政運営のための大切な情報として市民と行政とで共有するとともに、大いに活用すべきものとして規定することに。

○北本市パブリック・コメント手続条例

○パブリック・コメントの実施例

例) 北本市使用料・手数料の適正化に対する基本方針、北本市生活排水処理基本計画 等

○市長への手紙

・市HP上で公開

取組例



## 第22条 コミュニティの活動の支援

市長等は、地域に根ざした自治会その他のコ  
ミュニティの活動の役割を認識し、その活動  
を促進するための適切な施策を講じ  
なければならない。

## 制定過程

自治会や地域コミュニティ、その他のコミュニティ活動は、地域の課題解決等市民生活を営む上で欠かせないものと考え、それらの活動推進のために必要な施策を講じることについて議論。



住民の自治的な活動は、地域の課題解決や市民生活を営む上で欠かせないものであるため、自治会をはじめとするコミュニティ活動の促進のために必要な施策を講じることが市長等の義務として規定することに。

取組例

- 市内111の自治会と8つの地域コミュニティ委員会
- 北本市自治会振興交付金要綱

## 第23条 公益的活動の支援

市長等は、市民の公益的活動を積極的に支援するよう努めなければならない。この場合において、市長等の支援は、市民の自主性を損なうものであってはならない。

## 制定過程

時代の変遷に伴い、多様な主体が公共を担う社会の実現に向け、NPO活動やボランティア活動等、市民が主体的に行う公益活動の推進方法について議論。



自主性や自立性を尊重することが多様な参加を促すことを考え、当初「第18条 参画及び協働の推進」の条項内に盛り込むことも検討したが、その意義を強調するため、独立した条項として規定。

取組例

### ONPO法人との協働や支援

例) NPO法人 北本雑木林の会 (雑木林・緑 いきいきプロジェクト)

NPO法人 北本市観光協会 (&green 暮らしの学校) 等

## 第24条 住民投票

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、住民投票を実施するものとする。

(1) 法令の定めるところにより、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。

(2) 法令の定めるところにより、議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。

(3) 市長が自ら住民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。

2 住民投票の実施に関し必要な事項については、それぞれの事案に応じ、前項の条例で定める。

3 市民及び市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

## 制定過程

市民の手によるまちづくりを推進する上で、市の将来を左右するような「重要な案件」については、市民が直接判断できる手段を担保しておく必要があるとの考えから、住民投票の規定を議論。



制定当時、盛んであった市町村合併に関する問題を想定して議論がなされ

た。市の住民投票実施権を規定したほか、**投票を実施**  
**した際に、市長はその結果を尊重**  
**することとし、**

投票人の資格要件等、住民投票に関する  
詳細については、個別の住民投票条例で定めることに。

取組例

○北本市における新駅建設の賛否を問う住民投票条例

## 第25条 他団体との連携及び協力

市は、共通する課題の解決のため、国及び他の地方公共団体との連携及び協力を努めなければならない。

## 制定過程

緑の保存やゴミの処理方法に代表される自然・生活等環境問題の視点での取組について、国や他の地方公共団体と連携を図る中で進めていく必要があると議論。



**公共施設の相互利用等**をはじめ広域連合や一部事務組合の設置を行うことで周辺地域の課題を共同で解決していく形に。

取組例

### ○近隣市との施設相互利用

例) 図書館等の文化施設、老人福祉センター等の福祉施設、総合公園等のスポーツ施設

### ○埼玉中部環境保全組合



## 第26条 北本市自治基本条例審議会

市長は、この条例を守り育て、**適切なまちづくり**  
**の推進を図るため、北本市自治基本**  
**条例審議会を設置**する。

2 北本市自治基本条例審議会は、市長の諮問に応じるもののほか、当該審議会の長が必要に応じて招集し、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) この条例の適切な運用に関すること。
- (2) この条例の見直しに関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長及び当該審議会が必要と認める事項に関すること。

## 制定過程

自治基本条例の特性上、適切に運用してまちづくりを進めていくことに意義があります。この条例の理念のもとに、市政運営がなされているかを審議する機関が必要との考えから、議論。



市民、職員、議員がみんなで定めた北本市自治基本条例を「北本市におけるまちづくりの最高規範」とすることから、審議会の設置についても「北本市執行機関の附属機関に関する条例」ではなく、この条例で規定することに。

取組例

○北本市自治基本条例審議会

## 第27条 この条例の検証及び見直し

市長は、この条例を社会、経済等の情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証し、及び見直さなければならない。

## 制定過程

自治基本条例を適切に運用して市政が運営されているかを、少なくとも年に1回、自治基本条例審議会がチェックすることや、社会、経済情勢等の変化により、条例の見直しが必要になった時に検証することが必要との考えから、議論。



この条例の理念のもと、必要な制度等を整え、**真に市民が主体となって北本市のまちづくりが進められる体制を確立すること**を規定

取組例

○北本市自治基本条例審議会

○北本市自治基本条例審議会規則

平成22年2月10日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市自治基本条例（平成21年条例第22号）第26条の規定に基づき、北本市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治会その他のコミュニティの活動に携わる者
- (2) ボランティアその他の公益的活動に携わる者
- (3) 公募による市民
- (4) 知識経験者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部協働推進課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

北本市自治基本条例審議会委員名簿

参考資料

(敬称略・順不同)

◆第1号委員(自治会その他のコミュニティの活動に携わる者) 2名

NO	氏名	備考
1	サトウ トシヒコ 佐藤 利彦	北本市自治会連合会【団体推薦】
2	タジマ ヤスオ 田島 和生	(一社)北本市コミュニティ協議会【団体推薦】

◆第2号委員(ボランティアその他の公益的活動に携わる者) 3名

NO	氏名	備考
1	タカマツ チエコ 高松 千恵子	(福)北本市社会福祉協議会【団体推薦】
2	カウ ヨウイチ 加藤 陽一	北本市商工会【団体推薦】
3	ナガンマ ユキエ 長島 幸枝	(特非)北本市手をつなぐ育成会【団体推薦】
4	ヤスエ ヨウ 安江 洋	(特非)北本市観光協会【団体推薦】

◆第3号委員(公募による市民)

NO	氏名	備考
1	ニシムラ カズタカ 西村 一孝	
2	マキ タツジ 槇 拓治	

◆第4号委員(知識経験者) 1名

NO	氏名	備考
1	カウ ヨシオ 加藤 芳雄	前 北本市自治連合会会長 元 北本市市民参画・協働推進審議会委員

任期 令和2年7月1日～令和4年6月30日(2年)